

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に 関する条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の趣旨

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の15第1項第2号及び第2項第2号の規定に基づき、都道府県知事保存本人確認情報※を知事が利用し、及び知事以外の執行機関（教育委員会及び監査委員）の事務の処理に関し求めがあった場合に、知事が当該執行機関に対し都道府県知事保存本人確認情報を提供することができることとするため、次のとおり条例を改正しようとするものです。

※ 知事が法に基づき保存する本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報）であって保存期間が経過していないものをいう。

2 改正の概要

- (1) 法第30条の15第1項第2号の規定に基づき定める事務
 - ア 奨学のための給付金（私立）の支給に関する事務
 - イ 私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務
 - ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する事務
 - エ 栃木県心身障害者扶養共済条例（昭和45年栃木県条例第4号）による年金の給付に関する事務
- (2) 法第30条の15第2項第2号の規定に基づき定める事務
 - ア 教育委員会
 - (ア) 奨学のための給付金（公立）の支給に関する事務
 - (イ) 県立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務
 - (ウ) 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）
 - イ 監査委員
地方自治法（昭和22年法律第67号）による住民監査請求に関する事務

※ (1)ア～ウ及び(2)アの事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年栃木県条例第46号）の一部改正により、個人番号についても利用し、及び提供することができることとします。

3 施行期日

公布の日。ただし、(1)ア～ウ及び(2)アは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（番号利用法の公布の日（平成25年5月31日）から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日）